

# 栃木県公報

令和 4 (2022)年 9月9日(金) 第336号

告 示

# 告示

## 栃木県告示第436号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4 (2022) 年9月9日

栃木県知事 福 田 富 -

#### 1 居宅介護事業者

指	定	居宅介	護 事 業 者	居宅介	護 事 業 所	居宅介護の
		名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所在地	産モが暖の種類
令 月 (202 5月		医療法人社団福田会	真岡市並木町 3- 10-6	福田記念病院	真岡市並木町 3-10-6	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護
令 和 (202 3月	, ,	社会福祉法人小山清風会	小山市中久喜 1273-1	ケアハウスグ レープホーム	小山市中久喜 1273-1	特定施設入居者 生活介護

#### 2 介護予防事業者

指	<u> </u>	定	介 護 予	防 事 業 者	介 護 予	防 事 業 所	介護予防の	
		日		名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所 在 地	種類
(20		4 年	医療法人社団福田会	真岡市並木町 3- 10-6	福田記念病院	真岡市並木町 3-10-6	介護 一下で 一下で 一下で 一下で 一下で 一下で 一下で 一下で	
(20	100	4 年	社会福祉法人小 山清風会	小山市中久喜 1273-1	ケアハウスグ レープホーム	小山市中久喜 1273-1	介護予防特定施 設入居者生活介 護	

(保健福祉課)

### 栃木県告示第437号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和4 (2022) 年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

事	業	名	縦	覧	期	間	審	査	請	求	期	限	所轄農業振興事務所
県営中	谷地区土	地改良	令和4	(2022)	年9	月12日	令和4	(2	2022)	年	10月2	27日	下都賀農業振興事務所
(区画图	整理)事	業	から同	年10月1	2日ま	で							

(農地整備課)

## 栃木県告示第438号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4 (2022) 年9月9日から同年10月11日まで一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線	名	供	用	開	始	0)	X	間	供用開始の期日
4	主 要 地	方 道	鹿沼市千洲	鹿沼市千渡字飯岡65-1から					令和 4 (2022)年	
4	宇都宮屋	電沼線	鹿沼市千洲	度字新日	⊞1220	-3ま~	で			9月12日

(道路保全課)

## 栃木県告示第439号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和4 (2022) 年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土木事務所
法第42条第1項第5号 の規定による道路	矢板市木幡字権現原1345-5、1345- 5 地先	延長65.79m 幅員4.18~ 6.95m	令 和 3 (2021)年 4月13日	大 田 原 土木事務所

(建築課)

# 公 告

#### ○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4 (2022) 年9月9日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地改良区名	役職名	退任役員 氏 名	就任役員 氏 名	住所	退 任 年月日	就 任年月日
南河内土地改良区	理事	野口 俊明		下野市谷地賀530	令和 4 (2022). 3.30	
	"		大山 辰男	" " 903		令和 4 (2022). 3.31
東泉土地改良区	理事	片山 英一		矢板市田野原312	令和 4 (2022). 5.22	
足 利 市 わたらせ川左岸 土 地 改 良 区	理事	増田 泰男		足利市鹿島町454-3	令和 4 (2022). 1.10	

(農地整備課)

# 人事委員会

## 栃木県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年9月9日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃太郎

#### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成7年栃木県人事委員会規則第2号)の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
附則	附則
1~3 略	1~3 略
_(夏季休暇の特例)_	
4 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの	
間における第11条第1項第15号の規定の適用につ	
いては、同号中「9月」とあるのは、「12月」と	
<u>する。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。